

日本獣医オンライン診療研究会 会則

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当会は、日本獣医オンライン診療研究会と称する。

(事務所)

第 2 条 当会は主たる事務所を

〒106-0061 東京都中央区銀座 7 丁目 1 8 - 1 3 クオリア銀座 5 0 4 株式会社みるペット内に置く。

(目的)

第 3 条 当会は、獣医療分野におけるオンライン診療を適正に実施、推進するため、臨床現場の知見を集積・分析・検討し、獣医師、飼い主、動物が安心してオンライン診療を受診することができる環境作りを目的とする。

(事業)

第 4 条 当研究会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) オンライン診療のガイドライン作成
- (2) オンライン診療における症例検討会の実施
- (3) オンライン診療の適正な活用のための情報発信
- (4) 適正なオンライン診療実施のための普及活動
- (5) その他、当会の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 会員

(会員の構成)

第 5 条 当会は次の 4 種の会員を置く。

- (1) 正会員 当会の目的及び設立趣旨に賛同し、当会の運営に参画し、発展に寄与する意思のある獣医師、またはこれに準ずる者として役員会が特に認めた個人。
- (2) 準会員 当会の目的及び設立趣旨に賛同し、当会の活動に参加する意思のある動物医療もしくは医療に従事する個人、またはこれに準じる者として役員会が特に認めた個人。
- (3) 賛助会員 当会の事業を賛助するために入会した個人
- (4) 協賛団体 当会の事業を賛助するために入会した法人または団体。

(入会)

第 6 条 当会に入会しようとする者は、会長に対して、所定の入会申込手続きを行い、その承諾を得るものとする。

(会費)

第7条 当会の会費は下記の通りとする。

- (1) 正会員 ￥4,000/年
- (2) 準会員 ￥3,000/年
- (3) 賛助会員 ￥10,000/年
- (4) 協賛団体 1口 ￥50,000/年

(会員資格の喪失)

第8条 会員は次の各号の一つに該当する場合には、会員の資格を喪失する。

- (1) 退会の届出をしたとき。
- (2) 死亡、又は会員である団体が解散したとき。
- (3) 当該年度中に会費を納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、当会所定の様式による退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、役員会の決議により除名することができる。

- (1) この会則、その他の規則に違反したとき。
- (2) 当会の名誉を毀損したとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

第3章 総会

(構成)

第11条

- (1) 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- (2) 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 会則の改正
- (3) 事業計画の承認
- (4) 予算の承認

(開催)

第 13 条 総会は、年に 1 回、開催する。

第 4 章 役員

(役員)

第 14 条 当会に以下の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 幹事 2名以上 10名以内

(選任)

第 15 条

- (1) 役員は総会において正会員の互選によって選任する。
- (2) 会長、副会長、事務局長、幹事は役員会において役員の間選によって選任する。

(役員の仕事及び権限)

第 16 条

- (1) 会長、副会長、事務局長ならびに幹事は役員会を構成する。
- (2) 会長は、当会を代表し、会の仕事を実行する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長不在時には代行として会の仕事を実行する。
- (4) 会長または副会長に事故があるとき、あるいは会長または副会長が欠けたときは、可及的速やかに臨時若しくは定時の役員会において新任の会長または副会長を選定する。
- (5) 事務局長は、事務局の仕事を実行する。

(役員の仕事)

第 17 条 役員の仕事は、選任後 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(報酬)

第 18 条 役員の仕事、賞与その他職務執行の対価として当法人から受けとる財産上の利益は、総会の決議をもって定める。

第 5 章 役員会

(構成)

第 19 条 役員会は、会長、副会長、事務局長、幹事で構成する。

(権限)

第 20 条 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 当会の業務執行に関する事項
- (2) その他の会務の執行に関する事項
- (3) 会長、副会長、事務局長、幹事の選任及び解任
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) その他会長が必要と認めた事項

(開催)

第 21 条 役員会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 年 4 回の定時役員会
- (2) 会長が必要と認めたとき。
- (3) 3 名以上の役員から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。

(招集)

第 22 条

- (1) 役員会は、会長が招集する。
- (2) 役員会を招集するには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 1 週間前までに各役員に対して招集の通知を発するものとする。
- (3) 会長は、前条第 3 号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から 30 日以内に役員会を招集しなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、会長が必要を認めて招集するときは、この限りではない。

(議長)

第 23 条 役員会の議長は、会長とする。

(決議)

第 24 条

- (1) 役員会の決議は、役員総数の過半数をもって行う。可否同数の場合、議長の決するところによる。
- (2) 役員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する役員を除く

(役員会議事録)

第 25 条 役員会の議事については、議事録を作成する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 26 条 当会の資産は、次の号にあげるものをもって構成する。

- (1) 会員から納入された会費
- (2) 協賛・寄付による金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) その他の収入

(事業年度)

第 27 条 当会の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。

第 7 章 事務局

(設置等)

第 28 条 当会は、事務局を主たる事務所に置く。

第 8 章 雑則

第 29 条 この会則に定めるもののほか、当会の運営に必要な事項は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

以上

2022 年 2 月 24 日改訂

2019 年 12 月 12 日策定